

児童福祉法改正の概要（主な事業）

資料3 別紙

事業名	事業概要	その他詳細情報	現状
1 こども家庭センター	<p>○児童福祉法と母子保健法を改正し、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）について、双方の設立の意義やこれまでの果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関「子ども家庭センター」とする。</p> <p>○子ども・妊産婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行う。</p> <p>○支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成を新たに市町村の業務として位置づける。</p>	<p>○施行は令和6年4月</p>	<p>○本市の区役所の子育て世代包括支援センターは、児童福祉と母子保健は、相互に連携し一体的な運営を行っている。</p> <p>○サポートプランの作成については、今後、国が示す予定。</p>
2 一時保護所	<p>○一時保護所について、新たに独自の設備・運営基準を策定することとする。具体的には、都道府県は、設備・運営等の内容の一部は内閣府で定める基準に従い、その他の内容は省令の基準を参酌して、条例で基準を定めることとする。</p> <p>○平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、計画を策定し、整備を進める。</p> <p>○一時保護所が第三者評価を受けることとする。</p>	<p>○（100%超）令和3年度補正予算において、整備費の補助率を引き上げ（国9/10負担）</p>	<p>○新たな一時保護所の設備、運営基準を想定してR3年度に一部個室化等改修工事完了。</p> <p>R2年度に第三者評価を受審済み。</p>
3 児童自立生活援助事業	<p>○年齢で一律に支援の提供を終了するのではなく、児童等の意見、意向、関係機関との調整を踏まえた上で、都道府県等が必要と判断する時点まで自立支援を提供できる。</p> <p>○施設等の関係者とのケース会議を開催することで、支援の終了時点を決定することとし、他の福祉制度へのつなぎも含めて、確実な自立を図る。</p>	<p>○必要と判断する時点については、改正児童福祉法施行までに国として一定の考え方を示す予定</p>	<p>○児童養護施設等に入所している児童が措置制限年齢（18歳）に到達した場合、退所時に自立支援担当者会議を開催し、必要性に応じて、措置延長や社会的養護自立支援事業を22歳の年度末まで支援している。</p>

児童福祉法改正の概要（主な事業）

資料3 別紙

事業名	事業概要	その他詳細情報	現状
4 児童の意見聴取等の仕組み（意見表明等支援事業）	<p>○子どもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務とする。</p> <p>○一時保護を行う際には、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行う。</p> <p>○子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努める。</p>	<p>○意見表明等支援事業の制度化は令和6年4月を予定しているが、施行を待たずに実施可能な自治体から取組を進める（令和4年度予算で、児童虐待・DV対策等総合支援事業を活用して、先行して事業を実施できる）</p>	<p>○子どもの意見表明支援については、令和2年度からアドボケイトが児童養護施設等を訪問し、入所児童への意見表明支援を実施している。</p> <p>○入所措置や一時保護にあたっては、子ども総合センター児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保育士等専門職が子どもに寄り添って、子どもの思いを汲み取れるよう最善の努力をしている。</p>
5 一時保護開始時の司法審査の導入	<p>○裁判官が発付する一時保護状による方法とし、児童相談所は、親権者等が一時保護に同意した場合、請求までに一時保護を解除した場合、親権者等がない場合を除いて、保護開始から7日以内又は事前に裁判官に一時保護状を請求する。</p>	<p>○施行は、公布の日から起算して3年以内の政令で定める日</p> <p>○施行までに実務者から構成される作業チームで詳細を検討していくことを予定</p>	<p>○保護者や子どもの意に反した一時保護で2か月を超える場合は、司法審査が必要。（28条申立中の場合は不要）</p>
6 （仮称）子ども家庭福祉ソーシャルワーカー	<p>○一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を導入。</p> <p>○児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験）や施設等に配置するインセンティブを設定する。</p>	-	<p>○児童福祉司については、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格所持者や都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者等から任用している。</p>
7 児童をわいせつ行為から守る環境整備	<p>○教員と同様、児童へのわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を内容とする改正を行う。</p> <p>○児童へのわいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースを整備し、雇用主が保育士の雇用の際に当該情報を活用できるようにする。</p>	<p>○施行日は、令和5年4月1日を予定（データベースの整備に関するものは公布の日から起算して2年を越えない範囲内において政令で定める日を予定）</p>	<p>○今後の保育士の具体的な資格管理のあり方等については、法改正の内容を踏まえて、国から示されることとなっており、その動向を注視している。</p>
	<p>○児童へのわいせつ行為を行ったベビーシッターの対策等のため、事業停止命令等を受けた認可外保育施設の名称を公表できることとする。</p>	<p>○施行は令和4年9月15日</p>	<p>○法改正を受けて国が、事業停止命令等を受けた施設の名称を掲載したデータベースを作成した。このデータベースにアクセスできるよう、本市のアカウント登録を行ったところである。</p>